資料４

宿泊税の見直しについて

京都市
CITY OF KYOTO

令和7年11月14日
京都市行財政局税制課

答申(令和6年11月)の概要

- 令和6年4月に「宿泊税の制度の在り方の検討」を諮問し、3回の会議を開催。また、関係団体ヒアリング・宿泊事業者アンケートを実施
- ①更なる効果的活用のための現行200円区分を含めた全体的な税率引上げ、②負担の更なる垂直的公平の確保、③特別徴収義務者の事務負担への配慮や徴収事務の効率化推進、④使途を中心とした「伝わる」周知・広報の検討、などを提言

1 現状と課題

- 宿泊税の導入は、京都市における持続可能な観光とまちづくりを支えるための有効な手段であったと積極的に評価
- ただし、導入効果が市民や納税者等に十分に認知されていない等の課題があることから、宿泊税の存在が観光課題解決や市民生活向上に寄与しているという「実感」が得られるような制度の在り方を検討する必要

2 制度の在り方の検討

2-1 税収の使途及びそれを踏まえた税率の在り方

- 今後5年間の宿泊税は、観光振興や景観保全等への安定的・継続的な活用を前提としつつ、以下の取組等の財源としてより一層の活用が図られるべき
  - ✓ 観光課題対策の強化等の市民生活と観光の調和を図る取組
  - ✓ 観光による市民生活向上の実感が得られる事業(社会インフラ整備等)
- 上記取組に係る行政需要は現行税収を大きく上回ることから、税収の約85%を占める税率200円区分(宿泊料金20,000円未満)を含む全体的な税率引上げが必要
- 税率引上げに当たっては、高価格帯の負担能力や低価格帯の負担感に鑑みて、税率区分の追加や細分化により負担の更なる垂直的公平を図ることが必要

2-2 徴収事務や広報の在り方等

- 使途や税率の見直しと併せて、①特別徴収義務者の事務負担への配慮や徴税事務そのものの効率化の推進、②使途を中心としたより市民や納税者に「伝わる」周知・広報の検討を行うべき
- 法定外目的税としての位置付けには大きな意義があり、引き続き維持すべき

3 その他

- 税率引上げについて納税者等の理解を得るためには、新たに実施する施策等のより具体的な提示をはじめ、何のために税率を引き上げるのかをより説得的に示していくことが必要
- 日帰りを含む入洛客全体に負担を求める手法は課題が大きいが、税以外の手法も含め、今後も研究が進められることが望ましい

＜参考＞検討の経過

開催日	議題
第1回 令和6年4月19日	⑴ 諮問(宿泊税の制度の在り方の検討について) ⑵ 宿泊税条例の施行状況に関する現状と課題 ⑶ 検討の方向性(論点)の整理、今後の進め方の確認
第2回 令和6年7月30日	⑴ 「宿泊税の制度の在り方」の検討 ・宿泊事業者アンケートの結果等 ・論点整理 ⑵ 関係団体ヒアリング ・京都府旅館ホテル生活衛生同業組合 ・日本ホテル協会京滋奈支部 ・京都簡易宿所連盟 ⑶ 答申の取りまとめに向けた協議
第3回 令和6年8月23日	⑴ 答申案の議論

宿泊税の税率を見直す理由

- 宿泊税は、観光振興や都市の魅力向上を通じて、市民・観光客双方の満足度向上に貢献してきた(R6決算61.6億円)
- 一方で、近年における「観光客の一部エリアへの集中」「混雑等の観光課題の再燃」「観光に対する市民意識の減退」など、様々な課題に対処するための行政需要が、現時点の概算で130億円程度存在

⇒ 取組の財源を確保するため、負担の公平に配慮しつつ税率を引上げ

税収の推移

- 外国人宿泊客の増加や客室単価の上昇を背景として、税収が増加。令和6年度決算は過去最高を更新する61.6億円

活用事業の例

【観光特急バスの新設】

✓ 市民利用と観光利用の棲み分けを図るため、令和6年6月に運行開始。11月のピーク時には1日4千人近い利用があり、混雑緩和に寄与

【無電柱化の推進】

✓ 整備により、町並み景観の保全・再生や都市の防災機能の向上、安全で快適な歩行空間の確保等に貢献

京都観光を取り巻く課題

- 観光客が一部エリアに集中し、観光地や市バス・道路の混雑といった課題が発生。また、観光に対する市民意識が減退

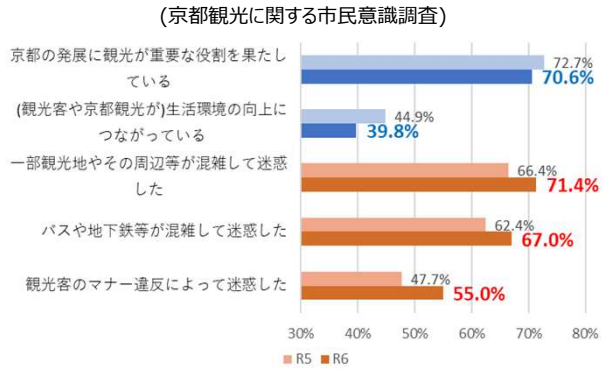

行政需要の概算(宿泊税充当額ベース)

施　策	財政需要
①観光を通じた京都の魅力の継承・発展	15億円程度
②文化の力を活かした価値創造	15億円程度
③品格ある景観創造	15億円程度
④観光課題対策の着実な実施	20億円程度
⑤市民・観光客双方の利便性向上や安心安全につながる都市基盤整備	60億円程度
徴収事務経費	約3億円
合　計	130億円程度

宿泊税の活用方針(令和7年度以降)

- 「多様で奥深い魅力を活かした「観光」の推進」と「市民生活と観光の調和・両立の更なる推進」の2つの方針の下、活用施策を①観光を通じた京都の魅力の継承・発展、②文化の力を活かした価値創造、③品格ある景観創造、④観光課題対策の着実な実施、⑤市民・観光客双方の利便性向上や安心安全につながる都市基盤整備、の5つの柱に再編
- 都市基盤整備等の事業については、応益負担の観点に留意しつつ活用対象を拡大

多様で奥深い魅力を活かした「観光」の推進

施策1:観光を通じた京都の魅力の継承・発展

- 市民、観光客、観光事業者・従事者の三者の交流を通じて京都の魅力の継承、発展、創造につなげるとともに、リピーター化や長期滞在化を図る

【主な取組】

✓ 京都の文化の継承・発展につながる「観光」振興

✓ 「宿泊観光」「滞在型観光」の促進

✓ 京都の強みを活かしたＭＩＣＥ誘致の強化

(多様なエリアにおける魅力発信事業)

施策2:文化の力を活かした価値創造

- 市民の暮らしに息づく文化の維持・継承はもとより、市民に大きな生きる喜びをもたらし、活気あふれるまちづくりの源泉とする取組を推進

(祇園祭、五山送り火等伝統行事助成)

【主な取組】

✓ 音楽の都としての魅力向上

✓ 文化遺産の保存と活用の好循環の創出

施策3:品格ある景観創造

- 歴史的・伝統的な町並み景観や自然景観の保全継承に向けた取組を実施

【主な取組】

✓ 景観施策の更なる推進(京町家の保全・継承に向けたより実効性の高い施策の構築　等)

(京町家保全・継承推進事業)

市民生活と観光の調和・両立の更なる推進

施策4:観光課題対策の着実な実施

- 公共交通の混雑等の観光課題対策を着実に実施するとともに、市民が観光の意義や効果を実感できる環境づくりに取り組む

【主な取組】

✓ 観光地の混雑緩和及び分散化の推進

✓ 公共交通の混雑緩和

✓ 観光の意義や効果を実感できる環境づくり

(観光地等における散乱ごみ対策)

施策5:市民・観光客双方の利便性向上や安心安全につながる都市基盤整備

- 市民・観光客の利便性向上を図るとともに、観光が市民生活の豊かさにつながっていることを実感できるよう、社会インフラの機能強化等を実施
- 水害・土砂災害の頻発化・激甚化、地震等の大規模災害への備えなどの課題に対処するため、市民や観光客の安心安全を守る取組を推進

【主な取組】

✓ 市民・観光客の利便性の向上

✓ 社会インフラの機能強化

✓ 市民や観光客の安心安全の確保

(地下鉄烏丸線可動式ホーム柵の全駅設置)

- 応益負担の観点から、都市基盤整備等の事業については、所要一般財源のうち観光客の受益に応じた割合分(※)を宿泊税充当

※　市内人口に対する観光客数の割合(10%程度)等

税率改定の内容

- 負担の更なる垂直的公平を図る観点から、「(宿泊料金)6,000円未満」と「100,000円以上」の区分を新設。最低額域は現行税率を据え置いたほか、区分ごとに傾斜をつけた引上げ幅とした。
- 見直し後の想定税収は約126億円で、現時点で見込まれる行政需要を概ねカバーできる規模

税率改定の内容

宿泊料金（1人1泊につき）	税率	
	現行	改正後
6,000円未満	200円	200円 **【据置き】**
6,000円以上 20,000円未満		**400円**
20,000円以上 50,000円未満	500円	**1,000円**
50,000円以上 100,000円未満	1,000円	**4,000円**
100,000円以上		**10,000円**

①低価格層（宿泊者の約14%）：据置き

②ボリューム層（同約85%）：現行の2倍

③高価格層（同約1%）：現行の4～10倍

※ ①～③の宿泊者割合は申告実績及び宿泊事業者アンケートの結果に基づく推計

想定増収効果

※ 金額は令和7年度予算ベース

区分	①低価格層	②ボリューム層	③高価格層	計
想定税収	約7.1億円	約97.0億円	約22.2億円	約126.3億円
比率	5.6%	76.8%	17.6%	100%
増収額	0円	約48.5億円	約18.6億円	約67.1億円

【POINT】
- 現行200円区分の細分化に当たっては、宿泊料金10,000円前後のボリュームゾーンに境界を設けることを避け、宿泊事業者の事務負担に配慮
- 高価格帯の税率は、海外の事例も参照しつつ、宿泊料金に対する税の負担率が逆進的にならない水準に設定

＜参考＞宿泊料金に対する税の負担率

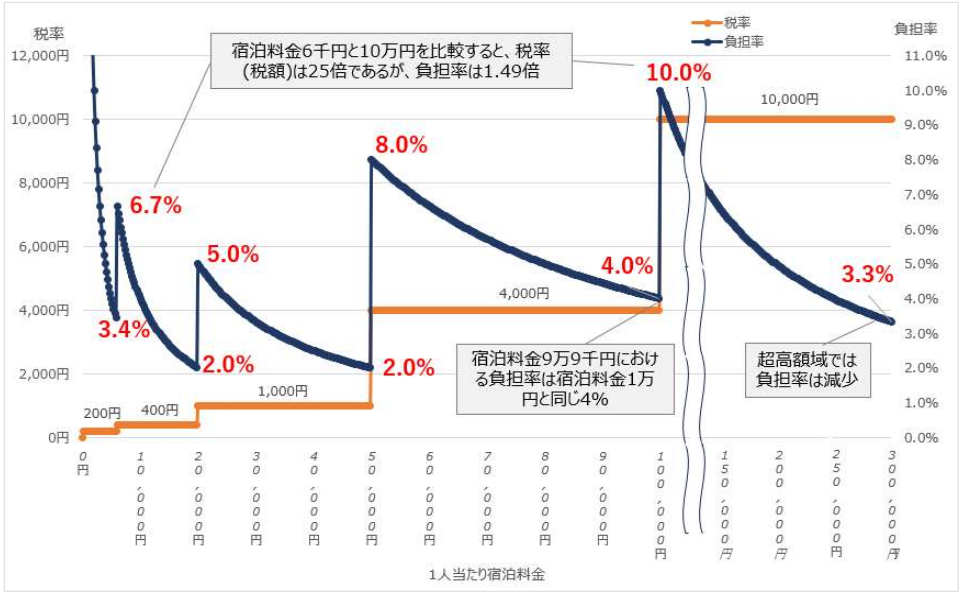

＜参考＞宿泊に対して高率の税負担を課している海外事例

都市名	アムステルダム	ホノルル	カンクン	エディンバラ
宿泊税率	12.5%	14% (2026.1～)	5%	5% (2026.7～)
その他の税負担	消費税(軽減税率)9%	売上税4.5～4.712%	消費税16%	消費税20%

徴収事務・広報

- 税率見直しに伴う事業者の対応(システム改修やパンフレット作成等)支援に加えて、宿泊税のキャッシュレス支払に伴う手数料負担を補助するため、特別徴収事務補助金の補助率を2.5%→3%(令和7年度交付分から5年間は3.5%)に引上げ
- 宿泊税の使途の更なる見える化やターゲットに応じた戦略的な広報を推進

特別徴収事務補助金の見直し

内　容	令和6年度	令和7年度以降
特別徴収に係る事務の支援	期限内申告納入額の2.5%	期限内申告納入額の3.0%
税率引上げに伴う対応支援	—	+0.5% (5年間の時限措置)
年間交付上限額	200万円	—（撤廃）

＜参考＞宿泊事業者アンケート(令和6年6月実施)

- 宿泊税のキャッシュレス支払対応率:73%
- キャッシュレス支払対応施設は徴収コスト比がやや高い傾向

宿泊税キャッシュレス支払	徴収コスト(申告税額比)					計
	～2%	2～4%	4～6%	6%～	不明	
対応	11.3% (8)	31.0% (22)	7.0% (5)	5.6% (4)	45.1% (32)	100.0% (71)
非対応	42.3% (11)	7.7% (2)	3.8% (1)	11.5% (3)	34.6% (9)	100.0% (26)
全体 (件数)	19.6% (19)	24.7% (24)	6.2% (6)	7.2% (7)	42.3% (41)	100.0% (97)

⇒ 加盟店手数料の負担が利便性向上の妨げとなっている可能性(自由記述でも同旨の意見が複数あり)

広報の見直し

- 納税者である観光客の理解促進はもとより、市民が観光の意義や効果を実感できる環境づくりを進める観点から、宿泊税の使途の見える化やターゲットに応じた戦略的な広報を推進

【主な取組】

（対市民）

✓ 市民向けポータルサイト「LINK! LINK! LINK!」を通じた情報発信【R6～】

✓ 「きょうと市民しんぶん」への特集記事掲載

（対観光客）

✓ リーフレット・三角ポップ・ポスター等の広報物の刷新(宿泊客の客層に応じた複数デザインの作成等)

（対宿泊事業者）

✓ 宿泊事業者に配布している使途説明チラシ(HPにも掲載)の内容充実

（共通）

✓ 宿泊税の使途を紹介する動画コンテンツの作成とＳＮＳ等での戦略的なプッシュ型発信【R7新規】

(市民向けポータルサイト)

(きょうと市民しんぶん)

(使途説明チラシ)

(使途周知動画)

経過・スケジュール

- 令和7年2月市会での条例改正後、10月3日に総務大臣同意。周知・準備期間を経て、令和8年(2026年)3月1日から新税率を適用開始
- 「新京都戦略」等を踏まえた効果的活用を図るとともに、税率見直しの影響・効果を注視していく

時期	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
経過・スケジュール	10月 宿泊税施行後5年	・4月 第1回検討委員会 ・7月 第2回検討委員会 ・8月 第3回検討委員会 ・11月 検討委員会答申	・1月14日 税率見直し案公表 ・2月17日 条例改正案を提案(令和7年2月市会) ・3月25日 京都市会で条例改正案可決 ・ 28日～総務大臣協議 【市会での主な質問と答弁】 • 次スライド参照 【総務大臣協議の経過】 • 地方財政審議会において、①最大1万円の税率が「過重な負担」でないこと、②(他自治体にはない)本市独自の財政需要、について説明を求められ、対応 ⇒ 9月16日に地財審了承 ・10月3日 総務大臣同意 【新税率の施行に向けた準備(～令和8年2月)】 • システム改修 • 周知・広報 ✓広報物の刷新と宿泊施設への配布及び公共交通機関等への掲出 ✓使途周知動画の作成と発信 ✓「きょうと市民しんぶん」特集記事掲載(10月1日号)	・3月1日 新税率施行 • 「新京都戦略」や「京都観光・MICE振興計画2030(仮称)」を踏まえた効果的活用と情報発信 • 施行状況のモニタリング		10月 宿泊税施行後10年
備考			・「新京都戦略」策定(令和7年3月)	・「京都観光・MICE振興計画2030(仮称)」 策定(令和8年3月予定)		

市会での主な質問と答弁

- 京都市会では、「将来的な定率制の導入」「都市基盤整備への活用の是非」「市民理解を促進するための取組」などについて質疑が行われた。

税率の在り方について

（将来的な定率制の導入について）

- 宿泊税について、将来的にはより垂直的公平に優れた定率制の導入を目指すべきと考えるがいかがか。

⇒ 負担の垂直的公平を図るという観点において、定率制はより理解が得られやすい案と認識しているが、税制度の構築に当たっては、円滑かつ確実に徴収事務が執行できることが大前提であり、税額計算の事務負担やパッケージ料金の取扱いに課題がある中では、直ちに定率制を導入することは難しい。より良い制度の構築に向けて今後も検討していく。

使途や広報の在り方について

（都市基盤整備への活用について）

- 宿泊税の使途については、道路整備等の都市基盤整備よりも、観光課題対策に多く配分すべきではないか。

⇒ 観光課題対策は喫緊の課題であり、今回の見直しにより十分な予算を確保できる。都市基盤整備には、災害時における帰宅困難者対策、防災、消防・救急対策、街路樹等の育成管理、地下鉄烏丸線の可動式ホーム柵設置やトイレのアップグレードなど、市民生活向上の実感につながる様々な事業が含まれており、観光に対する市民理解の促進や市民生活と観光の調和にも資するものと考える。

（市民理解を促進するための取組について）

- 現在の宿泊税条例の目的の記載ぶりでは、市民生活に寄与する事業にも活用できることがあいまいであり、市民には分かりにくいのではないか。
- 観光の恩恵を広く市民の皆様に実感いただけるようにしてほしい。

⇒ 宿泊税は、「観光振興」と「国際文化観光都市としての魅力向上」のための目的税であるが、従来から、条例の規定を狭く解することなく、市民と入洛客双方の満足度向上に活用してきたところであり、引き続き強化していく。他方で、学校教育や福祉施策など、観光客の受益が想定しがたいような事業にまで宿泊税の使途を拡大することは、導入の趣旨や応益原則に反する。こうしたことから、目的規定の見直しは考えていないが、市民・観光客双方の理解を得るための使途の見える化や情報発信については、民間事業者などとも協力し、ターゲットに応じた戦略的な広報を強化していきたい。

その他

（日帰り観光客への負担について）

- 日帰りの観光客等からの負担の在り方についても、市としての考え方を取りまとめてはいかがか。

⇒ 日帰りを含む入洛客全体に負担を求める手法については、ロードプライジングや駐車場への駐車に対する負担等があるが、政策目的、負担の対象や範囲の設定、公平かつ効率的な徴収のためのインフラやシステム、経済活動や市民生活への影響など、多くの検討すべき課題があるものと承知しており、引き続き、税以外の手法も含め、研究していく。